



「 | 富岩運河緑地 | 湊入船町～上野新町 | 67,746 | 93-4 | 」

に改める。

(港湾課)

## 富山県告示第88号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 宇奈月大沢野 線	黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 326番4から 黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 329番2まで	変更前		最大 58.5 最小 6.0	181.0	入善土木 事務所
	黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 326番4から 黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 330番12まで	変更後		最大 87.8 最小 6.0	221.1	

## 富山県告示第89号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 字奈月大沢野 線	黒部市字奈月町大谷字前大谷 326番4 から 黒部市字奈月町大谷字前大谷 330番12 まで	令和2年3月6日	入善土木 事務所

### 富山県告示第90号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類	路線名	区間
県道	高岡氷見線	高岡市川原町 169番1から 高岡市金屋町 58番1までの上下線
県道	伏木港線	高岡市向野町一丁目 50番1から 高岡市あわら町 204番1までの上り線

### 富山県告示第91号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 施行者の名称

魚津市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

魚津都市計画道路事業

3・4・3号 北鬼江吉島線

## 3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成29年5月19日から令和4年3月31日まで

**富山県告示第92号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 施行者の名称

黒部市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

黒部都市計画道路事業

3・4・2号 前沢植木線

## 3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成17年11月18日から令和4年3月31日まで

## 富山県告示第93号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 施行者の名称

南砺市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・17号 百町二日町線

### 3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

### 4 事業施行期間

平成27年4月15日から令和7年3月31日まで

## 富山県告示第94号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
阪神調剤薬局かたかご店	高岡市能町南三丁目45番地の2	精神通院医療		令和2年2月1日

### 富山県告示第95号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
阪神調剤薬局広小路店	高岡市広小路6番1号	精神通院医療		令和2年2月1日

### 富山県告示第96号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0600013	
許可年月日	令和2年3月1日	
開設者	名称	医療法人社団秀林会吉見病院



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和2年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人富山地域循環共生圏研究会

3 代表者の氏名

稲村 修

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市二口町一丁目9番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、国の第五次環境基本計画で示された地域循環共生圏の具現化に向け、富山県や国内外の実情や課題を研究し、その創造に貢献することを目的とする。

### 農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚津市六郎丸 233番1	田	225
魚津市六郎丸 233番2	田	16

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和2年3月31日	10年	4,070円

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 須沼 英俊  
富山市舟橋北町4番19号

## 4 農地の所有者等の情報

表題部所有者 伊東 七助

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局魚津支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局魚津支局において、補償金の還付を受けることができる。

## 二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年2月19日	坂井 隆	二級建築士	第6197号	死亡
令和2年2月19日	吉田 正明	二級建築士	第7261号	死亡

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

サンコー京田店 高岡市京田607-1 ほか5筆

**2 店舗を設置する者 三幸株式会社****3 変更事項****(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所**

(変更前) 高岡市御旅屋町85番地

(変更後) 高岡市野村1711番地

**(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所**

(変更前) 三幸株式会社 高岡市御旅屋町85番地

株式会社カトレア 高岡市南幸町4-9

有限会社ヤングドライ 富山市窪新町6-41

(変更後) 三幸株式会社 高岡市野村1711番地

**(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯**

(変更前) 荷さばき施設／午前6時30分～午後7時

(変更後) 荷さばき施設／24時間

**4 変更の日**

3 変更事項 (1)平成19年1月23日

(2)平成19年1月23日、平成20年3月31日、平成25年3月31日

(3)令和2年2月28日

**5 変更の理由**

3 変更事項 (1)建物設置者の住所を変更したため

(2)小売業者の住所変更、小売業者の退店が生じたため

## (3)搬入計画の変更のため

- 6 届出の日 令和2年2月27日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和2年3月6日から令和2年2月7月6日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地  
ジュー富山天正寺店・ホダカ富山店 富山市天正寺1119番地 ほか
- 2 店舗を設置する者 有限会社水宝商事
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 中川 弘志  
(変更後) 代表取締役 中川 正志

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ジュー 山口県山口市佐山 717番地 1 代表取締役 柚木 治  
DCM カーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地 代表取締役 豊田 芳行  
株式会社メガネハウス 富山市水橋辻ヶ堂 102番地 代表取締役 岡本 両平  
ほか1
- (変更後) 株式会社ジュー 山口県山口市佐山 717番地 1 代表取締役 柚木 治  
DCM カーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地 代表取締役 本田 桂三  
株式会社メガネハウス 富山市上飯野38番地 1 代表取締役 星崎 尚彦  
ほか1

#### 4 変更の日

- 3 変更事項 (1)令和元年9月1日  
(2)平成29年1月31日、平成29年9月1日、令和元年5月27日

#### 5 変更の理由

- 3 変更事項 (1)建物設置者の代表者が変わったため  
(2)小売業を行う者の代表者が変わったため、移転により小売業を行う者の住所が変わったため

6 届出の日 令和2年2月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年3月6日から令和2年7月6日まで

#### 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで

きる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 6 日

富山県監査委員 山 本 徹  
富山県監査委員 瘡 師 富士夫  
富山県監査委員 天 坂 幸 治  
富山県監査委員 伊 東 尚 志

#### 1 監査対象箇所

#### 監 査 年 月 日

経営管理部	職 員 研 修 所	令和 2 年 1 月 29 日
厚生部	富 山 学 園	令和 2 年 1 月 29 日
教育委員会	富 山 い ず み 高 等 学 校	令和 2 年 1 月 30 日
同	高 岡 高 等 学 校	令和 2 年 1 月 24 日
同	志 貴 野 高 等 学 校	令和 2 年 1 月 24 日
同	富 山 視 覚 総 合 支 援 学 校	令和 2 年 1 月 30 日

#### 2 監査対象年度

平成30年度及び令和元年度

#### 3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね

適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 特殊勤務手当の支給に誤りがあった。
- イ 旅費の支給に誤りがあった。(2箇所)